

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、  
議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和三年十一月二十四日

江戸川区長 斎

藤

猛

## 議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立二之江小学校教室棟外解体工事	株式会社フジムラ 代表取締役 藤村 一人	3. 3. 17 (112 日間)	円 166,650,000	今回 3. 8. 27	円 173,129,000 (6,479,000) (3.9%)	プール棟及び外構の解体工事を行った際に地中障害物等が埋設されていたため、撤去処分を行ったこと等による増
	江戸川区立篠崎小学校改築工事	株式会社スイコウ 代表取締役 菊池 雄二	3. 6. 22 (614 日間)	円 2,445,300,000	今回 3. 8. 27	円 2,454,518,000 (9,218,000) (0.4%)	「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」を用いて積算し、令和3年3月1日以降に締結した工事請負契約について、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約金額に変更したことによる増
土 木 工 事	松本橋架替工事 (その7)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正隆	2. 7. 7 (259 日間)	円 563,000,900	今回 3. 7. 19	円 563,715,900 (715,000) (0.1%)	河床の掘削作業により発生した掘削土について、処分先を変更したこと及び処分する土量が増加したことによる増
	水門耐震工事 (新左近川水門)	大豊建設株式会社東京建築支店 専務執行役員支店長 永田 修一	2. 7. 7 (417 日間)	円 526,900,000	今回 3. 9. 13	円 567,847,500 (40,947,500) (7.8%)	水門施設利用者との協議により、水門本体の構造を変更したこと等による増及び水門周辺工事の作業性を考慮し、管理橋の一部復旧作業等を次期工事へ見送ったこと等による減